

藤井寺市人権のまちづくり協会規約

(名称)

第1条 本会は、「藤井寺市人権のまちづくり協会」と称する。

(目的)

第2条 本会は、すべてに人権が尊重される豊かな社会をめざし、市民の誰もが自らの選択により自立し、安心して暮らすことのできるまちづくりに資するための事業などに取り組むことにより、藤井寺市人権を守るまちづくり条例の趣旨である「心豊かで、ひとりひとりが大切にされるまち」の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、藤井寺市及び一般財団法人大阪府人権協会等の関係諸団体と連携・協力し、次の事業を行う。

- (1) 人権意識の普及高揚を図るための啓発及び人材育成に関すること。
- (2) 企業における人権啓発の充実と、就職の機会均等に関すること。
- (3) 戦争の悲惨さ、平和の尊さについて広く市民に訴えるための平和事業に関すること。
- (4) 人権侵害や差別を受けた人の人権救済・人権擁護に関すること。
- (5) 社会的援助を要する人の自立支援に関すること。
- (6) その他目的達成に必要なこと。

(構成)

第4条 本会は、第2条の目的に賛同し、その事業に協力する者をもって構成する。

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 会計 1名
 - (4) 会計監査 2名
 - (5) 幹事 若干名
- 2 役員は、総会において選出する。
 - 3 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 4 役員の欠員補充による後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 幹事は、本会の会務を分担する。
- (4) 会計は、本会の会計事務を担当する。

(5) 会計監査は、本会の会計を監査し、総会に報告する。

(機関)

第7条 本会に次の機関を置く。

(1) 総会

(2) 役員会

(3) 専門委員会

(総会)

第8条 総会は、年1回会長が招集する。ただし会長が必要と認めるときは、臨時に招集することができる。

2 総会は、会員の過半数（他の会員を代理人とする委任状を含む）をもって成立し、その議決は、出席者の過半数で行う。ただし可否同数の場合は、議長の決するところによる。

3 総会の議長には、会長をもって充てる。

4 総会に付議すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 本会の運営企画に関すること。

(2) 本会の運営報告に関すること。

(3) 本会の予算、決算に関すること。

(4) 役員を選任に関すること。

(5) 本規約の改正に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

(役員会)

第9条 役員会は、本会の執行機関とし、会長が必要と認めるときに招集し、会長がその議長となる。

2 役員会は、第5条に掲げる役員をもって構成し、議決は第8条第2項の規定を準用する。

3 役員会に付議すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 本会務の執行に関すること。

(2) 総会から委任された事項に関すること。

(3) 総会に付議する事項に関すること。

(4) その他必要な事項に関すること。

(専門委員会)

第10条 本会に、専門的な事項を企画運営するための啓発企画委員会及び事業所啓発委員会を置く。

また、必要に応じて課題別事項の調査研究のための専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第11条 本会の経費は、補助金、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

2 会費に関する事項は、会長が別に定める。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第13条 本会の事務局は、藤井寺市役所内に置く。

2 事務局の組織及び運営に必要な事項は、会長が別に定める。

(準則)

第14条 本規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成17年5月31日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年5月31日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年5月28日から施行する。